



発行日：平成 27 年 10 月 28 日

第 02382 号



まちなか美術館

CERAMIC MUSEUM

陶芸家・板谷波山をはじめ、全国的に有名な芸術家を数多く輩出している筑西市は、ゆかりの作家の作品を陶器製の板(セラミック)に焼付けてコンクリート製の躯体に設置し、駅前通りの歩道に展示したストリートファニチャーのひとつですが、このような手法で展示しているのは、全国的にも非常に珍しいものとなっています。

本日のプログラム

ガバナー公式訪問

次週のプログラム

お祝い事



会長／新井和雄

副会長／関谷 徹

幹事／永井啓一

会長エレクト／早瀬浩一

会報委員会

委員長／杉山イネ

副委員長／中里泰久

委員／武井宏樹・黒澤昌之



前例会報告 第2716回 2015/10/21(水)

お客様 ようこそ下館RCへ

中島宏幸様(あいおいニッセイ同和下館サービスセンター長)

佐藤綾香様(あいおいニッセイ同和下館サービスセンター)

会長挨拶 新井和雄会長

こんにちは、今週も素敵なお客様をお迎えし、満席のご参加に感謝申し上げます。

はじめに、先週ご案内申し上げました、新入会員の推薦に関し異議申し立てがありませんでしたので、入会手続きを進めさせていただきます。

いよいよ次週10月28日はガバナー公式訪問となりました。ガバナーから直接ご指導頂ける機会ですので、協議会では各委員会で活発な討議を宜しくお願いいたします。

今月は米山月間です。司代委員長はじめ米山奨学委員会の皆様が寄付の受付をしておりますので。会員の皆様方のご協力をお願い致します。当クラブが2013年度にスポンサーになったネパールからの留学生シン・ラジープ・クマール君は現在筑波大学博士後期課程で環境科学を学んでおります。その妹で同じく筑波大に在学中のルパ・シンさんが今回米山奨学生の試験を受ける事になりましたのでご報告させていただきます。

このあと11月の財団月間では佐藤委員長の企画が、12月は親睦委員長の企画が、1月の職業奉仕月間では小林委員長が中心となり職場訪問を企画中です。みなさんご期待下さい。

幹事報告 永井啓一幹事

下記4点ご報告いたします。

1. 水戸西RCより会報を受理しました。
2. 結城RCより現況報告書を受理しました。
3. 筑西市長より、10月14日に水害見舞金の寄付に関し御礼状を受理しました。
4. ガバナー公式訪問には現況報告書、手続要覧を持参してください。

青少年奉仕委員会からのお知らせ

河添康徳委員長

みなさんのテーブルにローターアクトクラブの例会予定表を置いておきましたのでご覧下さい。木曜例会ですが、今週の例会は本日水曜日、コシカフスタジオでの例会となっておりますので、お間違いのないようお知らせいたします。

外部卓話 中島宏幸様



ご紹介いただきましたあいおいニッセイ同和損害保険(株)下館センター長の中島でございます。限られた時間ですが、精一杯お話しさせていただきます。

当社は主に自動車保険を取り扱っております。この度の台風18号による被災ではおおよそ車600台、家屋600軒位でそれぞれ6億、62億程度が当社に関係しており、損失額のおおむね80%位が出ていると思います。

それでは皆さん誰にも関係すると思われる自動車保険の事についてお話しいたします。

交通事故と企業の責任ですが、3点の事が考えられます。

1. 刑事上の責任

道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)において、使用者や安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する地位にある者は、運転者に対して、次に掲げる違反行為を下命・容認してはならないことが定められています。

- ①酒酔い運転・酒気帯び運転
- ②無免許運転
- ③大型自動車等無資格運転
- ④最高速度違反
- ⑤過労運転・麻薬等服用運転
- ⑥積載制限違反運転



⑦放置駐車違反

安全運転管理者等や運転者が、企業の業務を行う際に違反行為をした場合には、その者だけでなく、企業にも罰金等の処分が行われることがあります。これが「両罰規定」といわれるもので、道路交通法では、第123条に定められています。

両罰規定の対象となる違法行為は、道路交通法以外にもさまざまなものがありますが、道路交通法に定められている主なものをあげてみると、次のようになります。

- ・最高速度違反
- ・停車及び駐車を禁止する場所における違反
- ・放置駐車違反
- ・乗車または積載の方法違反
- ・乗車または積載の制限違反
- ・整備不良車両の運転の禁止違反
- ・酒酔い運転、酒気帯び運転の禁止違反
- ・過労運転等の禁止違反
- ・安全運転管理者、副安全運転管理者の選任及び届出義務違反
- ・転落積載物等に対する措置違反
- ・無資格運転等の禁止違反

2. 行政上の責任

違反行為の下命・容認をすれば、自動車の使用制限処分を受けることになります。これが行政上の責任です。「過労運転の下命・容認」であれば6か月以内の運転禁止、「最高速度超過運転の下命・容認」であれば、3か月以内の運転禁止処分となり、自動車に運転禁止を示す標章がはりつけられ、その期間は自動車を運転することができなくなります。

3. 民事上の責任

そして、当社が関係する民事上の責任です。

従業員が起こした交通事故によって、他人に損害を与えた場合は、企業に対し損害賠償責任が生じます。これが民事責任で、その根拠となるのは、民法第715条の「使用者責任」と自動車損害賠償保障法第3条の「運行供用者責任」です。

民法第715条「使用者責任」

- ①ある事業のために他人を使用するものは、被用者がその事業の執行について第

三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

②使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

③第二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

被用者(従業員等)が業務の執行中に、第三者に損害を与えた場合は、その使用者が損害を賠償しなければなりません。これが「使用者責任」といわれるものです。したがって、従業員が業務中に交通事故を起こし、相手に損害を与えた場合は、被用者が第三者に損害を与えたわけですから、使用者である企業に損害賠償責任が生じます。この「使用者責任」は人身事故にも物損事故にも適用されます。

「被用者」には、雇用契約のある従業員だけでなく、パート、アルバイトあるいは請負先の従業員など、企業の指揮監督下にあり使用関係があるとみなされる者も含まれるとされるのが一般的な解釈です。

「事業の執行」については、実際に業務を行っている場合に限らず、従業員が社有車を無断で私用運転した場合でも第三者から見て外形上業務を行っているように見れば、「事業の執行」にあたりとされています。そのため、従業員が社有車を無断で私用運転して起こした事故についても、事業の執行につきなされた行為とみなされ、「使用者責任」を問われるケースがほとんどです。使用者責任を免れるには、使用者側が被用者の選任および事業の監督について過失がなかったことを立証する必要がありますが、この立証は非常に困難だといわれています。

自動車損害賠償保障法第3条 「運行供用者責任」

自己のために自動車を運行の用に供するものは、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

ただし、自己及び運転者が自動車の運行



に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

自己のために自動車を運行の用に供する者(運行供用者)が、その自動車の運行によって人身事故を起こした場合の損害賠償義務を定めたものです。したがって、物損事故には適用されません。

「運行供用者」とは、その自動車の使用についての支配権(運行支配)を持ち、またその使用によって利益(運行利益)を受ける者とされています。したがって、業務執行中に場合、自動車の運行を支配し、かつ運行の利益を受けるのは企業ですから、業務執行中に従業員が人身事故を起こした場合の運行供用者は、従業員ではなく、企業ということになり、企業が被害者に対する損害賠償責任を負うこととなります。

企業が「運行供用者責任」を免れるためには、次の3点をすべて立証する必要があります。

- ①自己および運転者に自動車の運行に関し過失がなかったこと
- ②被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- ③自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

しかし、この3点をすべて立証することは非常に困難といえます。

佐藤綾香様

私の方からは当社が行っている交通事故防止活動のサポートメニューを紹介させていただきます。

管理者、従業員教育活動の継続支援として、①交通安全セミナー、②実技教育支援・自動車教習所の紹介、③事故発生者研修など。また交通安全ツールを提供しております。①交通安全ビデオ(DVD)の貸し出し、②企業様向け小冊子、③無事故推進運動のご支援など、他にもいろいろなるサポートメニューがございますので是非ご利用下さい。

スマイルBOX

永井啓一 幹事

- ◆新井和雄さん あいおいニッセイ同和損保 下館サービスセンター所長 中島宏幸様、佐藤綾香様、本日は卓話よろしく申し上げます。
- ◆永井啓一さん あいおい同和下館サービスセンター長 中島宏幸様及び佐藤綾香様ようこそいらっしゃいました。卓話よろしく申し上げます。
- ◆岩崎晴男さん 日立化成卓球女子の全日本選手権団体の部 優勝おめでとうございます。
- ◆関谷徹さん あいおいニッセイ同和の中島宏幸様、佐藤綾香様、本日は宜しくお願いたします。
- ◆鈴木光則さん あいおいニッセイ同和損保 中島下館サービスセンター長、佐藤アシスタントようこそ。本日の卓話楽しみにしていました。よろしく申し上げます。
- ◆早瀬浩一さん あいおいニッセイ同和下館サービスセンター長 中島様、佐藤様ようこそおいで下さいました。
- ◆神山芳子さん 中島センター長様、佐藤様ようこそおいで下さいました。佐藤さん、下館ローターアクトのご入会をお勧めさせてください。
- ◆軽部正紀さん あいおいニッセイ同和損保(株)下館センター長 中島宏幸様の卓話楽しみです。アシスタント佐藤綾香様ご苦労様です。
- ◆杉山イネさん あいおいニッセイ同和下館サービスセンター長 中島宏幸様、アシスタント 佐藤綾香様、本日のお話楽しみにしております。どうぞ宜しくお願い致します。
- ◆潮田武彦さん あいおいニッセイ同和 中島様、佐藤様、卓話よろしく申し上げます。

本日の合計 10,000円
累計 340,000円

出席報告

中里泰久 委員長

会員数	出席	欠席	病欠	免除
35	22	12	0	1

■メイクアップ

月日	メイクアップ場所・出席者
10月20日	古河東ロータリークラブ 神山芳子